

英国環境庁 (Environment Agency) の現状と課題

—特別委員会報告と政府回答を手がかりにして—

片山 直子
文化環境学大講座

A Study on the Environment Agency in the UK

Naoko KATAYAMA

School of Human Science and Environment, University of Hyogo,
1-1-12 Shinzaike-honcho, Himeji, 670-0092 Japan

Abstract

The Environment Agency in the UK is well known for its active commitment for conservation of the natural environment. Despite the passing of more than a decade since its establishment, there has been little debate on the agency's current situation and issues. This paper examines the functions of the agency and relationships among the agency and the related bodies including the Department for Environment, Food & Rural Affairs(DEFRA).

Keywords: Environment Agency, Department for Environment, Food & Rural Affairs, Environment, Food & Rural Affairs Committee.

はじめに

英国の環境庁 (Environment Agency) が、同国における環境保全を積極的に推進している重要な公共団体の一つであるということは、我が国においてもよく知られているところである¹。しかし、環境庁が設立されて10年を経過した今日においても、その現状と課題については、我が国においてほとんど研究の蓄積がない。一般的に、環境行政が抱える課題のなかには、関連する諸機関のそれぞれの権限がいかなる関係にあるのかについて明らかでないことに起因するものが少なくない。この点、英国においては、環境、食品および地方問題に関する国の行政機関である環境・食品・地方問題担当省 (Department for Environment, Food & Rural Affairs. 以下、DEFRAと略す)²、非省公共団体である環境庁、DEFRAと環境庁を含むDEFRAの関連団体を監督する下院 (House of Commons) の特別委員会である環境・食品・地方問題担当委員会 (Environment, Food and Rural Affairs Committee)、環境庁と並んで環境保全を推進している非省公共団体のナチュラル・イングランド (Natural England) 等、数多くの機関が環境保全に

取り組んでいるが、共管されている事項も多く、それらの関係は複雑である。

本稿では、これらの環境保全に携わる諸機関の権限関係を検討した上で、英国環境庁の抱える課題について考察することを目的とする。

以下ではまず、環境庁の概要について述べる。ここでは環境庁の財源の内訳にも注目している。続いて、DEFRAが環境庁に対して示した法的指針の内容について検討する。さらに、環境・食品・地方問題担当委員会の概要について述べた上で、同委員会が発表した環境庁に関する報告書における所見およびそれらの所見に対する政府の回答を手がかりとして、英国環境庁の抱える課題について考えたい。

今日の環境問題は、産業公害から、地球温暖化、廃棄物処理、自動車排ガスによる大気汚染をはじめとする都市生活型公害まで多岐にわたる。これらの多様な問題に対応するためには、環境行政の担い手が、情報を共有し、連携して機動的に環境保全に取り組む必要がある。よって、分野横断的な幅広い環境問題に取り組み、環境保全を推進してきた英国環境庁の課題について、関連する諸機関

との権限関係に留意しつつ検討することは、我が国におけるこれからの環境行政組織のあり方を考える上でも有意義であると考えられる。

1 環境庁 (Environment Agency) の概要

環境庁は、1995年環境法 (Environment Act 1995)³に基づき、創設された。環境庁は、イングランドおよびウェールズにおける環境の保護と改善を担う主導的立場にあり、非省公共団体 (Non-departmental public body: NDPB) である。

環境庁の主たる目的は、環境を保護するため、その機能を遂行し、持続可能な発展の実現に向けて貢献することにある。機能を遂行する際には、予想されるコストを勘案しなければならない⁴。

大臣は、環境庁がその機能を執行するにおいて追求するのが適切であると考えられる目標に関して、環境庁に対して指針を出す⁵。

この指針には、環境庁の責任と資源を勘案して、環境庁がその機能を遂行するにおいて、持続可能な発展の達成に向けて行うことが適切であると大臣が考える貢献に関するものが含まなければならない⁶。

そして、環境庁は、その機能の遂行において、当該指針を考慮しなければならない⁷。

環境庁に対して指針を出す権限は、大臣が当該指針に関して諮問するのが適切と考える環境庁その他の団体または個人と諮問した後にのみ執行可能である⁸。

この指針の具体例として、2において、DEFRAが2002年12月に環境庁に対して示した法的指針 (Statutory Guidance) を取り上げる。

現在の環境庁の権限には、洪水と汚染の防止、産業による環境への影響の軽減、廃棄物の適切な処分の確保、土地利用計画についての助言 (助言内容の中には、地域計画、開発計画および計画申請に関するものも含まれる)、河川および沿岸水域の清掃、水資源の管理、汚染土壌の改善、野生生物の生息環境の改善、内陸部の水路の改善と増進、持続可能な内陸部の漁業の確保等が、含まれる。

環境庁の一般的な付随的機能は幅広く、その機能の遂行を促進し、その機能に付随すると考えられる事柄を行うことができる。また、その機能の遂行に関して、土地その他の財産を取得し、処分することができる。また適切な工学または建設作業を実施することができる。環境庁はさらに、イングランドおよびウェールズにおける刑事訴訟を提起することができる⁹。

環境庁は、大臣が求める助言または援助を提供する義務を負う¹⁰。

環境庁は、英国の内外の者に対して、環境庁がスキル

または経験を有する事柄に関して、訓練施設を含め、助言または支援を提供することができる¹¹。

環境庁は、環境許可にかかわる助言、支援の要請があれば、いかなる者とも合意によって、その業務、提供したサービス、施設に対して料金を課することができる¹²。

大臣は、対価の有無を問わず、環境庁が大臣に代わって大臣の機能を執行する内容の合意を環境庁と締結して、大臣の機能を環境庁に委譲することができる¹³。しかしこの合意は、環境庁に対して、大臣に代わって規則その他の立法的性格を有するものを制定する機能、または料金・課徴金を課す機能の執行を委譲するものであってはならない¹⁴。

環境庁は、権限の執行において費用・便益について考慮する一般的な義務を負う¹⁵。

大臣は環境庁に対し、その機能の実施に関して、一般的または特定の指示を出すことができ、環境庁は、この大臣の指示に従う義務を負う¹⁷。

環境庁は7つのイングランドの地域およびウェールズ環境庁 (Environment Agency Wales) から構成されている。これらは26地域に細分されている。

2005-06年の環境庁の予算は、10億ポンドであった (2004-05年は8.6億ポンド)。このうち約3分の2は、助成金 (Grant-in-Aid) を中心に政府から拠出されている。その他は企業活動の規制を含む様々な課徴金として直接に得られたものである。環境保護、漁業、航海に関する環境庁の機能は、主に許可 (licences) 料によって賄われており、助成金により補完されている。水資源に関する支出は、全て水の汲上げ許可 (water abstraction licences) 料によって賄われている。洪水防止活動は地方の洪水防止課税 (Flood defence levies) によって賄われている¹⁸。

2 環境庁へのDEFRAの指針

(1) 経緯

1で述べたように、1995年環境法第1部 (Part 1) 第1章4(2)により、大臣は、環境庁がその機能を執行するにおいて追求するのが適切であると考えられる目標に関して、環境庁に対して指針を出すとされている。

この点、DEFRAは2002年12月、「持続可能な発展に向けての環境庁の目的および貢献」と題した法的指針 (The Environment Agency's Objectives and Contributions to Sustainable Development: Statutory Guidance)¹⁹ を発表した。

この法的指針は、環境庁がその優先順位を決する際に従うべき原則を示し、政府が環境庁に対して課した以後数年間の目的を記載し、持続可能な発展に向けての貢献

に関する環境庁の役割について特定するものである²⁰。

この指針は、環境庁その他の利害関係を有する組織と個人に対する諮問を経て、発行された²¹。

この指針は、DEFRAが2001年にウェールズ議会（National Assembly for Wales）に諮問して作成した、環境庁に関する「金融管理および政策の再検討（Financial Management and Policy Review:以下、FMPRとする）を受けて作成されたものである²²。

FMPRにおいては、概ね次のような理由で、新しい指針が環境庁に付与されるべきであると勧告されていた。

「環境庁設立以来、政府の環境課題は相当進展したものの、環境庁に関する政府の戦略的目標または環境庁が集中して取り組むことが期待される環境面での優先事項について述べたものは何一つない。また、環境庁に期待されている持続可能な発展に向けての貢献に関して、政府から環境庁に対する最新の指針も存在しない。新しい指針によって、環境庁がその法的機能を実施する際に適用することが期待される原則を明らかにすべきである。そして、これらの機能のなかで、今後5年の間で焦点を当てるべき役割と優先順位についても決定すべきである²³」と。

この経緯から理解できるように、環境庁設立以来、政府が環境庁に対して示すべき目標や指針が不十分であったり、適時に示されなかったことが、後述するように、環境庁が政策形成に深く関与し過ぎる結果となった原因の一つであると考えられる。

（2）持続可能な発展に向けての環境庁の役割

この指針において、DEFRAは持続可能な発展に向けての環境庁の役割として、①経済と社会について考慮しながら、環境を保護または改善すること、②政府内外において、環境に関する事項について独立に助言を行い、政策決定に影響を与えること、の二つを挙げている²⁴。

第二の役割である独立の助言機能について、DEFRAは続けて、環境庁が掌握しているスキルと専門性に鑑みると、政策の展開における環境庁の助言の影響力は重要であるが、社会的、経済的、環境面からのニーズを統合して、最終的な政策決定を行うのは政府であると述べている²⁵。このように、政策決定をするのはDEFRAであり、環境庁は助言者であるにすぎないとして、それぞれの役割を区別している。しかし、現実には、DEFRAと環境庁のいずれが政策決定者であるかの区別がつかないとの指摘もなされている²⁶。

（3）環境庁がその目的とすべきもの

DEFRAは、この法的指針において環境庁がその機能

を執行するにおいて目的とすべきものについて挙げている²⁷。その内容は概ね以下の通りである。

①経済的、社会的側面を考慮しながら、環境を全体として保護、改善し、持続可能な発展に貢献すること、②環境保護と改善に対して統合的なアプローチを採用し、物質と活動が全ての環境媒体、自然資源、人間の健康に与える影響について考慮すること、③環境庁の機能を経済的、効率的な方法で執行し、良好な管理とコストパフォーマンスを反映する形で活動を組織すること、④高いプロ意識（良好な科学、情報、環境分析、そしてそれに影響を与えるプロセスを基礎に）、透明性、一貫性、環境パフォーマンスについて高い基準を満たすこと、⑤環境等の情報の自由、これらに対する公衆のアクセスに関連する全ての法的要件を完全に遵守すること、⑥規制対象の個人と組織が、関連する法律を遵守することを確実にすること、⑦政府と協力して、リスクをベースに、効率的でコスト効果の高い規制へのアプローチを開発すること、⑧技術的な専門性を活かして、適時に、質の高い助言を政府に対して行うこと（この助言には、政府の政策形成、国内外の法律に関するものも含まれる）、⑨一般の人々、地方自治体、地方コミュニティ等の代表者達と緊密なパートナーシップを形成すること、⑩適切なデータを収集し、情報を適時に広め、環境庁の責任分野の監視および報告に役立てること、⑪環境の状況を監視し、定期的に報告書を作成すること、⑫環境庁の機能とその目的の達成に資するため、必要な研究を行うこと等である。

3 環境・食品・地方問題担当委員会（Environment, Food and Rural Affairs Committee）の概要

環境庁の支出、行政、政策を監督するのが、環境・食品・地方問題担当委員会である。この委員会は近時、環境庁に関する報告書（House of Commons, Environment, Food and Rural Affairs - Seventh Report, Session 2005-06）を発表した。本稿は、本報告書等を手がかりとして、英国環境庁の抱える課題について検討するものであるが、その前に、本報告書を作成した環境・食品・地方問題担当委員会の概要について与えておこう。

環境・食品・地方問題担当委員会は、省付けの特別委員会（departmental select committee）の一つである²⁸。その法的権限は、下院規則152（House of Commons Standing Orders (SO) No.152）に規定されている。2005年7月に設立され、下院（House of Commons）により任命される。

環境・食品・地方問題担当委員会は、DEFRAと環境庁、ナチュラル・イングランドを含むDEFRAの関連団

体の支出、行政、政策を監督する²⁹。

委員会が網羅するのは、農業、漁業、生物多様性、気候変動、汚染、廃棄物処分等、幅広い政策分野である。委員会の構成員人数の上限は17人とされている³⁰。委員会は、小委員会を設立する権限を有し³¹、過去にも特定の問題のために小委員会を設定してきた。より小さなグループを設立し、農薬の使用、英国漁業の将来、食品表示されている情報等の問題を検証してきたとの経緯がある。

4 環境庁の現状と課題

環境・食品・地方問題担当委員会は、環境庁に関する報告書において、環境庁の規制機関および環境保護の推進機関としての役割、アプローチにおける一貫性の欠如、専門スタッフ、環境庁の政府との関係、農業環境予算を含む諸点について勧告を発表した。これを受け、政府(DEFRAをはじめとする環境庁の業務に関わりを有する各省)は、これらの勧告に対する政府の回答を発表した³²。このなかで、政府は委員会の報告書は、政府が環境保全を推進していく上で有益な情報を提供するものであるとして、その内容を概ね歓迎し³³、それぞれの項目について回答している。

本稿では、環境・食品・地方問題担当委員会が発表した環境庁に関する報告書における所見およびそれらの所見に対する政府の回答から浮かび上がってくる環境庁の現状と課題について検討したい。

(1) 環境庁の規制機関および環境保護の推進機関としての役割

①委員会は、分野横断的な環境問題の幅広さを前提に、環境庁の環境保護の推進機関としての役割を強く支援するとした。その上で、環境庁の環境保全への取組みは設立以来、相当程度増加したこと、そして一部の利害関係者からは、環境庁がその規制機関としての役割と環境保護の推進者としての役割のバランスを取ることに苦慮しているとの指摘があること、環境庁の規制と環境保全の役割の関係について明確にすることが重要であると述べている³⁴。

この所見に対して政府は、環境庁が環境保護の推進機関であると同時に、規制機関としての役割を有していることについては、何らの矛盾もないと考えているものの、資源の効果的な利用と優先順位を付けるという観点から、これら二つの役割の間で適正なバランスを図らなければならないとしている。具体的には、政府の「歳出検証(Comprehensive Spending Review (CSR07))」等において、既存の資源が効果的に利用されていること

を示し、費用と便益が比例し、戦略目標と一貫していることについて確認されることを期待している³⁵。

②委員会はさらに、環境庁が中小企業に提供する助言サービスの重要性について指摘し、一部の中小企業が、訴追を恐れて、環境庁に助言を求めるのを躊躇していることについての懸念を示した。この点について、環境庁のNetRegウェブガイダンス(NetRegs web-guidance)が匿名でアクセスすることができ、無料であることから、中小企業が助言を求めることが効果的な手段であるとして評価している。NetRegsは、英国における中小企業に対し、無料で環境に関する指針を提供するウェブサービスであり、環境法の遵守と環境保護に必要な事柄の理解を支援するものである。また資源の効率的な利用についても示し、費用の節約方法についても支援する。産業別の指針、環境問題(例えば、エネルギー効率や有害廃棄物)に応じた指針、環境法令についての情報を提供している³⁶。

委員会は、環境庁がさらにNetRegsウェブガイダンスをさらに発展させ、中小企業の間で、その存在についての認識を高めることを勧告している。また環境庁は、全ての中小企業がインターネットで情報を求めるわけではないことから、情報を普及させる他の方法についても検討し、中小企業の間での環境庁のイメージアップにつながるべきであると述べる。そして、委員会は、政府に対して、中小企業を対象にした、NetRegsその他の助言サービスの発展のため、追加的に専用の資金を確保することを勧告した³⁷。

(2) アプローチにおける一貫性の欠如

委員会は、政策センターと現場の検査官との間のコミュニケーション不足により、アプローチにおける一貫性が欠如する場合が見られることについての懸念を示した。そして、環境庁の管轄する異なる地域間の政策と執行の違いは、地域ごとの違いのために真に必要な範囲に限定されるべきであり、決して、政策の明確性不足や、国家政策や地元スタッフに対する標準的な業務執行のコミュニケーション不足が原因であってはならないと述べた³⁸。

この点について、政府は、環境庁が、地元の条件の違いに配慮しながらも、アプローチの一貫性の確保に向けて改善を続けることを期待していると述べた³⁹。

(3) 専門スタッフの不足

委員会の報告書から、環境庁が専門スタッフの採用に苦心していることが浮かび上がってきた。環境庁でいうところの専門スタッフには、洪水リスク関連のエンジニ

ア、水文学者、地形学者等が含まれる。環境庁の業務の多くは、高レベルの専門知識を必要とし、環境庁は、その業務を遂行するために必要なスキルを持ったスタッフを雇用することが欠かせない。この人材不足の背景には、産業界全般において、エンジニアの数が減っていること、技術的な環境に関するコースを研究する機会が減少していることがある。この問題の改善のため、環境庁は土木学会（Institute of Civil Engineers）や大学等と協働して、より多くの若者が工学（engineering）や技術的な環境に関するコースを勉強することを奨励し、環境庁の雇用につなげる努力をしている。この点について、委員会は環境庁に対し、学生達が、卒業生数が不足しているにもかかわらず、奨学金の付与を検討すべきであること、これらの分野の卒業生数を増やす方法について議論すべきであると勧告している⁴⁰。

委員会は、環境庁の信頼性は、例えば検査官や洪水リスクエンジニア（flood risk engineers）をはじめとする第一線の専門スタッフの能力次第であるとして、これらの特別な専門家の必要性を、環境省の給与体系にも反映すべきであると述べる。環境庁がより多くの給与を支払うことが出来ない場合は、その一般職員が、訓練の一環として、適切な技術スキルを習得できることを確保すべきであるとしている。そして、環境庁の訓練生が、基礎的な学位を取得できる機会を拡大することを勧告している⁴¹。

（４）環境庁の政府との関係

委員会の報告書では、環境庁が政策作成への関与を強めているように見えることについて、ビジネス関係者が懸念を抱いていることについて触れている。同報告書によると、環境庁は、法律の規定が不十分な場合は、環境庁は適用のレベルで裁量的に法律を「埋めて（fill）」いることを認めている。この一因としては、欧州連合（EU）の法律の定義が不十分、広範であることからやむを得ずそのような措置をとらざるをえないことが指摘されている。この点、環境庁は、環境に関する共通のEU規制の法体系（common EU regulatory code for the environment）のなかで、定義、許可、諮問機関、監視調整等が網羅されれば、国内での効果的な実施が促進されるのみならず、他のEU加盟国の関係機関がEUの環境関連の法律を各国で実施することも促進されると述べている⁴²。

縦割りの規制部門ごとに国家レベルの法律を作成すれば、政策の解釈と実施において問題が生じると環境庁は指摘している。この点につき委員会は、汚染防止管理

（Pollution Prevention and Control）と廃棄物管理許可体制のための共通の規制枠組み⁴³を、DEFRAと環境庁が他の制度やEU指令にまで拡大し、関係者がその展開について完全に情報提供されることを確保することについて勧告した⁴⁴。この勧告に対し、政府も同意している⁴⁵。

委員会はさらに、DEFRAが政策に関する議論に環境庁を関与させながらなかったそれまでの経緯について指摘し、規制案の実現可能性とコストを効果的に評価するためにも、環境庁が政策に関する議論の早い段階から、DEFRAと定期的に関わることが不可欠であると述べた⁴⁶。

この点、政策展開の議論に環境庁を定期的に参加させる必要があることについて政府は同意し、このことは、DEFRAのパートナーシップ5原則（DEFRA's 5 Key Partnership Principles）の一つである「執行機関（deliverers）は、政策の展開と意思決定に関する情報を提供しなければならない」という原則に反映されていると述べる。続けて、政府は、例えば、EU排出量取引制度（EU Emissions Trading Scheme）の開始準備や、全体農業アプローチ（Whole Farm Approach）の開発等において、環境庁と緊密に連携して政策展開を行ってきたと述べた⁴⁷。

（５）農業環境予算

英国では2006年10月、「ナチュラル・イングランド（Natural England）」と呼ばれる独立の公共団体が創設されている⁴⁸。このナチュラル・イングランドと環境庁の活動内容は一部重なるところもあり、ナチュラル・イングランドが創設される前から、農業環境予算（agrienvironment budget）をめぐる両組織の関係については、緊張感が高まっていた。農業環境計画（agri-environment schemes）はナチュラル・イングランドが担当するが、実際には、この予算はナチュラル・イングランドと環境庁の両組織の目的を達成するために使われる。将来の紛争を回避し、両組織の目的の達成するため、「DEFRAは、ナチュラル・イングランドに対して、農業環境計画の予算の使用について明確な指針を出すべきである」との環境庁の主張に委員会は同意した⁴⁹。

５ まとめ

以上、英国環境庁の課題について、DEFRA、環境・食品・地方問題担当委員会の権限の関係性およびナチュラル・イングランドとの活動内容についての調整を手がかりに検討してきた。

まず、諸機関の権限関係であるが、DEFRAの大臣が環境庁に対して、方針および指示を出す。そして、環境・食品・地方問題担当委員会が、DEFRAと環境庁をはじめとする関連団体を監視する。環境庁はDEFRAをはじめとする政府に対して助言する機能を有するが、政策については政府が責任を負うことになっている。

環境庁の課題としては、まず、環境庁が、規制機関および環境保護の推進機関としての役割を両立することができるのかについて懸念されている。この背景には、一部の中小企業が、訴追を恐れて、環境庁に助言を求めるのを躊躇しているという事情がある。この点について、環境庁のNetRegウェブガイダンスは、中小企業に対し、無料で環境に関する指針を提供するサービスで、中小企業も匿名でアクセスすることができるユニークな試みであり、今後もその充実が期待されている。

次に、政策部門と現場の検査官との間のコミュニケーション不足により、環境庁の管轄する異なる地域の間において、政策と執行の差異が生じ、不公平感が生まれている。今後、この地域による実務上の取扱いの違いをどのように解消していくのが問題である。

さらに、産業界全般においてエンジニアが不足するなか、環境庁がどのようにして専門スタッフを確保していくのが危惧されている。環境保全には高い専門知識と技術が必要であるところ、専門スタッフを配置できるかどうかで、活動の実効性が決まるといってもよいことから、この点は非常に重要である。専門スタッフを維持するため、専門性の高さを給与体系に反映する必要性が指摘されており、財源を確保することが重要である。現在、環境庁の財源の約3分の2は、助成金を中心として政府から拠出されており、その他は課徴金として直接に得られたものや、許可 (licences) 料等によって賄われている。専門性の高いスタッフを確保し、許可申請に関して適切な情報を提供するためにも、従来の方法を見直して、例えば許可申請を行う開発業者に負担させることも提案されている⁵⁰。

また、環境庁は政策決定に深く関与し過ぎていると指摘されているが、その一因としては、欧州連合 (EU) の法律の規定が不十分な状況の下、環境庁がやむを得ず、適用のレベルで裁量的に法律の不明確さを補っていることがある。今後、政府が政策決定に責任を持ち、環境庁が環境保全活動と助言サービスを行うという役割分担が明確にされるためには、EU規制をはじめとする共通の枠組みの確立が待たれるところである。

最後に、ナチュラル・イングランドとの関係では、環境に関して共管する事柄について調整をどのようにして行うのか、具体的には、農業環境予算をどのように配分

するのか等が今後の課題となろう。

- 1 環境庁の管轄は、イングランドおよびウェールズである。
- 2 DEFRAは、旧MAFFおよび環境・交通・地域省 (Environment, Transport and Regions) の業務のうち、環境に関する部門、内務省 (Home Office) の責任の一部を統合して設立されたものである。
- 3 1995年環境法の第一の目的は、環境庁の創設にある。同法の概要については、Pamela Castle, 『英国1995年環境法』 Talisman別冊No.57 (東京海上、1996年)
- 4 1995年環境法第1部 (Part 1)第1章4(1)。
- 5 同法第1部 (Part 1)第1章4(2)。
- 6 同法第1部 (Part 1)第1章4(3)。
- 7 同法第1部 (Part 1)第1章4(4)。
- 8 同法第1部 (Part 1)第1章4(5)。
- 9 同法第1部 (Part 1)第3章37(1)。
- 10 同法第1部 (Part 1)第3章37(2)。
- 11 同法第1部 (Part 1)第3章37(3)。
- 12 同法第1部 (Part 1)第3章37(7)。
- 13 同法第1部 (Part 1)第3章38(1)。
- 14 同法第1部 (Part 1)第3章38(2)。
- 15 同法第1部 (Part 1)第3章39。
- 16 同法第1部 (Part 1)第3章40(1)。
- 17 同法第1部 (Part 1)第3章40(8)。
- 18 See Environment, Food and Rural Affairs Committee, *Report on the Environment Agency (Seventh report, session 2005-2006, HC Paper 780-1)* at para. 3.
- 19 See Secretary of State for Environment, Food and Rural Affairs, *The Environment Agency's Objectives and Contributions to Sustainable Development: Statutory Guidance* (2002).
- 20 *Id.* at 1.
- 21 *Id.* at para. 1.2.
- 22 *Id.* at para. 1.5.
- 23 *Id.* at para. 1.6.
- 24 *Id.* at para. 3.4.
- 25 *Id.* at para. 3.7-3.8.
- 26 See Environment, Food and Rural Affairs Committee, *supra* note 18 at para. 62.
- 27 See Secretary of State for Environment, Food and Rural Affairs, *supra* note 19, at para. 4.1.
- 28 主要な省毎に、下院の特別委員会が設置されている。特別委員会の一覧については、下院規則(House of Commons Standing Orders:SO)152.-(2)参照。

- 29 下院規則152.-(1)。
- 30 下院規則152.-(2)4。
- 31 本規則に基づき任命された各特別委員会は、小委員会 (subcommittee) を任命する権限を有する。このうち、環境・食品・地方問題担当委員会は、2つの小委員会を任命する権限を有する。下院規則152.-(3)。
- 32 See Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Government's response to the Environment, Food and Rural Affairs Committee's Report on the Environment Agency* (2007).
- 33 *Id.* at para. 2.
- 34 See Environment, Food and Rural Affairs Committee, *supra* note 18, at para. 17 and 18.
- 35 See Department for Environment, Food and Rural Affairs, *supra* note 32, at para. 10.
- 36 http://www.netregs.gov.uk/netregs/?lang=_e
- 37 See Environment, Food and Rural Affairs Committee, *supra* note 18 at para. 24.
- 38 *Id.* at para. 38.
- 39 See Department for Environment, Food and Rural Affairs, *supra* note 32 at para. 19.
- 40 See Environment, Food and Rural Affairs Committee, *supra* note 18 at para. 44.
- 41 *Id.* at para. 45.
- 42 *Id.* at para. 70.
- 43 イングランドとウェールズにおいて、「環境上の許可 (Environmental Permitting)」といわれる新しい許可システムが、2008年4月から実施されている。この制度は、廃棄物管理許可 (waste management licensing) と汚染防止管理許可 (Pollution Prevention and Control permits) に代わり、単一の簡素化された許可システムを提供するものである。
- 44 See Environment, Food and Rural Affairs Committee, *supra* note 18, at para. 72.
- 45 See Department for Environment, Food and Rural Affairs, *supra* note 32 at para. 32.
- 46 See Environment, Food and Rural Affairs Committee, *supra* note 18 at para. 77.
- 47 See Department for Environment, Food and Rural Affairs, *supra* note 32 at para. 33.
- 48 ナチュラル・イングランドの設立の背景、目的、組織、活動内容については、片山直子「英国における生物多様性の保全—ナチュラル・イングランドの取り組みを中心に—」総合社会科学第2集10号 (20号) 17-26頁 (2008年)、片山直子「英国における自然環境の保全とアウトドア・レクリエーションの振興—独立公
- 共団体ナチュラル・イングランド (Natural England) の検討を中心に—」日本観光学会誌第49号 24-34頁参照 (2008年)。
- 49 See Environment, Food and Rural Affairs Committee, *supra* note 18 at para. 105.
- 50 *Id.* at para. 85.

(平成20年9月25日受付)